

令和4年

第5回5月定例教育委員会議事録

令和4年5月25日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招集日 令和4年5月25日
 - 開会時間 午前10時00分
 - 閉会時間 午前11時00分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
 - 令和4年第4回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
 - 5回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
 - (2) 議事
 - 第23号 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第24号 大野城市奨学資金奨学生選考委員会運営要綱の制定について
 - 第25号 大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について
 - 第26号 臨時に代理した事件の承認について（大野小学校・大野南小学校 下大利小学校・平野中学校・御陵中学校 学校運営協議会委員の任命）
 - 第27号 臨時に代理した事件の承認について（大利中学校・大利小学校 学校運営協議会委員の任命）
 - 第28号 臨時に代理した事件の承認について（大野東小学校 学校運営協議会委員の任命）
 - 第29号 臨時に代理した事件の承認について（スポーツ推進審議会委員の委嘱）
 - (3) 教育長報告 なし
 - (4) 報告
 - 小学校運動会及び中学校体育祭の実施状況について（教育支援課）
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告（4月～5月分）
 - ②教育委員会の主な行事・業務の予定（6月分）
- 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長） 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教育政策課長 橋元 啓樹
教育振興課長 中島 大輔
教育支援課長 山崎 栄子
教育支援課主幹指導主事 清尾 昌利
ス ポ ー ツ 課 長 中川 啓
教育政策課係長 川口 司寛
教育政策課担当 大楠 和美
尾ノ口 加代子
- 7 会議の書記 教育政策課担当 尾ノ口 加代子

午前10時00分 開会

○伊藤教育長

それでは、ただいまから令和4年5月定例教育委員会を開会します。

〔会議録承認〕

○伊藤教育長

まず、議事録の承認に入ります。前回の4月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いします。

○梶原委員

はい。

○伊藤教育長

今回の議事録の署名については、高木委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高木委員

はい。

〔議 事〕

○伊藤教育長

それでは、議事に入ります。

〔第23号議案 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について〕

〔第24号議案 大野城市奨学資金奨学生選考委員会運営要綱の制定について〕

○伊藤教育長

まず、第23号議案及び第24号議案は大野城市奨学資金に関するもので関連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、第23号議案、大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、第24号議案、大野城市奨学資金奨学生選考委員会運営要綱の制定について、橋元教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

先日配布した資料に不備があり、本日差し替え分をお手元に準備させていただいております。急遽差し替えになったことをお詫び致します。大変申し訳ありませんでした。

それでは23号議案、24号議案の説明をさせていただく前に、今日配付した本市奨学資金の制度見直しについて（概要）を使いまして、変更した主な内容について説明させていただきます。

まず、給付額（月額）の増額でございます。以前は高校生が月額9,500円、大学生が月額2万2,000円という金額でございましたが、今回見直しをさせていただいて、高校生に月額2万円、大学生に月額5万円とさせていただいております。なお、こちらの算出根拠は資料にありますように、高校は公立学校の校納金、大学は国立大学学費の標準額を参考に設定をさせていただいております。

続きまして、入学準備金（一時金）の創設でございます。こちらは以前は設定がありませんでした。ですが、奨学資金を利用される皆様の御要望等を伺うと、特に大学生で福岡から出ていかれるような方につきまして、入学の準備金等々が必要になります。高校につきましても、制服代などが必要になります。なお、小学校や中学校で就学援助の対象になられている方は、進入学用品費という形で給付をさせていただいておりますが、高校、大学につきましては、そういった対象となる給付等がなかったので、先進地の事例等も研究のうえ、このたび設定いたしました。

次に募集人数枠の見直し及び文化・スポーツ枠の創設でございます。募集人数枠は、高校生4名程度、大学生3名程度にしております。後で説明させていただきますが、今回からこの4名の中にも、以前は学力枠のみだったところに、文化・スポーツ枠をそれぞれ設定させていただいております。

続いて、応募要件の見直しでございます。今申し上げた内容と重複いたしますが、

大きく変わったところでは、学力奨学生枠のみだったところに改めて文化・スポーツ奨学生枠を設けまして、そこに力を入れていきたいお子様方に対応できるようにいたしました。

続きまして、選考方法の見直しでございます。これまでは収入基準、学業成績、作文による一括選考になっており、収入に応じて点数化をし、収入が低い方が有利になる配分でした。今回は資料にあるとおり日本学生支援機構の貸与奨学金の第一種の収入基準に準じる方ということで、一定の収入基準はありますが、そこをクリアしたらあとは面接と作文により選考する方法に変更しました。

続いて、併給要件の緩和でございます。以前は、ほかの奨学金の給付または貸与を受けていたら、本市の奨学資金は併給できませんでしたが、今回「給付」の部分だけを残しまして、「貸与」の部分を削除しております。

こちらにつきましては、今まで奨学資金を辞退された方に理由をお伺いすると、奨学資金だけでは足りないの、お金を借りるために辞退しますという御意見が多かったので、そちらに対応するため見直しております。

次に、支給休止または停止（打切）要件の緩和です。授業料等が免除及び軽減された場合、以前は支給を休止または停止していたのですが、現在、奨学資金の使用・使途の趣旨が以前とは大分変わってしまっていて、授業料以外、特に大学生ではパソコン等の購入や周辺機器の整備が必要という御意見もありましたので、そういったものにも使用できるような給付金ということで、消させていただいております。

最後に、選考委員会委員構成及び委員会開催回数、審査内容の見直しです。以前は選考を行う上で、中学校や高校の代表ということで、校長先生等に入っていたのですが、今回からは主に面接に力を入れていくことになり、利害が絡むといけなないので、外させていただきました。今後は教育委員の皆様方に入っていて面接をお願いできればと考えております。

なお、詳細につきましては、また個々に御案内とお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。奨学資金の概要につきましては以上です。

では、第23号議案と第24号議案の説明をさせていただきます。

今日お配りしている資料で第23号議案、大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。理由につきましては、奨学資金について入学一時金を新たに設けることなどに伴い、所要の改正を行うものとなっております。

大きく変えたところだけ説明させていただきます。

改正後の欄を御覧ください。第2条、以前は奨学生の資格の定義を掲載していませんでしたが、定義を明確化するためこちらの文面を追加しております。第3条につきましても、先ほど説明したとおり奨学資金の推薦の内容等が変わっていますので、調書等の変更について記載しております。

第4条につきましては、先ほど申し上げたとおり面接等を実施しますので、「面接」の言葉を記入しております。

第5条につきましては、選考委員会の構成を変えましたので、今回新たに設けた構成に合うよう、内容を変更しております。

第6条につきましては、様式の番号が変わっていますので、それに対応するように変えています。

第7条では、先ほどの理由でも申し上げたように、月々の奨学資金のほかに入学一時金を設定しましたので、入学一時金の文言を足しております。

第8条以降につきましては、条文が足されたことなどにより、番号が変わっていますので、それに対応するよう変更しています。23号議案の説明は以上です。

続きまして、第24号議案の説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。

こちらの理由としましては、大野城市奨学資金奨学生選考委員会の運営に関し必要な事項を定めるものということで、委員会の運営要綱を設けております。

以前も選考委員会自体はございましたが、面接等を実施していなかったこともありまして、内規で取扱いを行ってございました。今回、面接等も実施することにもなりましたので、会の透明化を図るためにも運営要綱を設置したほうがいだろうということで制定させていただいております。

運営要綱の内容につきましては、今回改めて内容を決めておりますが、一般的な委員会の運営に関する要綱と類似してございまして、特筆すべきところは別段ございませんので、こちらの内容は御一読いただきたいということで、説明を割愛させていただきます。

以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について質問はございませんか。

○山口委員

勉強不足なので教えていただきたいのですが、金額が増えた形になっていまして、この市の予算については、今後の話なので今年度の予算が組まれていないところで金額が上がることになるんですか。それはどこの予算に入っているかとか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○伊藤教育長

橋元教育政策課長。

○橋元教育政策課長

すみません、説明が漏れておりましたが、大野城市の奨学資金は、平成2年に大野城市出身の篤志家の方から1億円の寄附をいただいて、そちらを原資として運営させていただいております。以前、平成2年にいただいたころはバブル期ということで預金の利率も良く、その利率を使用して運営をしていましたが、バブル期以降はどんどん原資が減ってきている状況でございました。ですが、近年ふるさと納税という制度が始まり、その中に奨学資金を応援したいという項目がありまして、そちらで寄附をいただくようにしたところ御支持をいただいて、今現在も資金が増えている状況でございます。

以前の枠組みでは、寄附をしていただいていた額が大体300万円弱程度だったんですけども、今は2億円くらいの金額が積み上がってきていまして、ふるさと納税でいただいた趣旨を勘案して奨学資金の見直しをさせていただき、いただいた寄附の趣旨に合った使い方を知りたいということで、今回金額の増額をさせていただいたところでございます。

なお、予算については、本年度選考を行いますので、実際に給付が始まるのは、来年度になります。この金額は来年度の予算に反映されることになります。

説明は以上です。

○山口委員

ありがとうございました。勉強になりました。

○伊藤教育長

そのほかにありますでしょうか。梶原委員。

○梶原委員

今の続きで、今受けられている方が、例えば、大学だと4年間在学中の金額で受けたときは前の金額だけど、来年度から変わるというのは、その子たちも上がるということですか。

○伊藤教育長

橋元教育政策課長。

○橋元教育政策課長

今、受けていただいている方は、そのまま従前の金額を受けていただくことができますが、新たな制度で奨学資金を得たいということでしたら、再度応募の上、選考させていただいて、そこで合格して奨学生となったら、新たな制度にませ換えさせていただきたいと思っています。それを御希望されない場合は、今の金額でそのまま給付させていただきたいと考えています。

○梶原委員

今年度、もう一度これを受けてもらうということですね、金額を上げたいなら。

○橋元教育政策課長

そうです、同じ土俵というか、選考を受けていただくことを考えております。
以上です。

○梶原委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

高野委員。

○高野委員

今の場合、再選考に合格した方については、年度の予算とは別枠で支給されるんですよね。

○橋元教育政策課長

仮にですけど、今奨学資金をもらっていらっしゃる方が、今年度の募集が始まりますので、募集を受けて合格されたら、来年度の奨学資金の金額が変わります。今年度は、以前の合格というか、認めていただいた金額を給付させていただくことになります。

○高野委員

もう一度よろしいですか。そうすると、ここで4名程度とか3名程度になっていますよね。今まで受けていた方がここで再申請で合格した場合、新たに奨学資金の申請をされる方が4名から3名になったりとか、枠が減ることになるのではないかと心配しています。

○橋元教育政策課長

枠自体はこちらに書かせていただいたとおり高校奨学生4名と大学奨学生3名となっていますので、そちらの枠が減るという考え方は持っていませんが、確かに前からもらっていらっしゃる方が新しい枠で合格すると、古い額でもらっていた方が減ることはあるかと思います。

○梶原委員

新たに受けてもらって、給付型の二つは受けれないから前のが消えるということですよ。

○橋元教育政策課長

そうです。

○梶原委員

額が上がるほうを取りたいでしょうから、今まで受けた分をキャンセルして、新し

い制度で受けるというのですよね。

○高野委員

ただ、金額が増えますでしょう。金額が増えるということは予算からの支出が増えるということですよ。

○梶原委員

入れればですね。

○橋元教育政策課長

そうですね。もらっている方は金額が増えますが。

○高野委員

大学生だったら倍以上になりますよね。

○橋元教育政策課長

はい。

○高野委員

その金額が予算の中で足りないということになると、下手すると新規の方の推薦枠が一つ減ったりというようなことはないのか。

○橋元教育政策課長

減ることはないです。

○高野委員

新規申請の方の合格枠が減るようなことがないということをお願いしたいです。

○橋元教育政策課長

減ることはないです。同じ土俵で受けていただくので。

○高野委員

新たに受けたい方、奨学資金を受けたい方、来年入学される方の枠が減らないようにしていただきたい。減りませんよということを確認していただければ。

○橋元教育政策課長

枠は減りません。

○日野教育部長

全員が全員それを受けられるかどうか分からないのが、今受けている方が別の奨学金を受けてあって、それが新たに乗せたときに、その金額だったらこっちが受けられなくなりますよとか条件がまた変わる可能性があるので、それは御本人に選択していただくしかないと思っています。ですので、新たに金額が上がるほうを申請されなければ、今までどおりの奨学資金がそのままいく形になります。

○橋元教育政策課長

大学の2年生でこの制度を知って、3年生、4年生でもらいたいという人も該当するようになっていきます。もらえるということですね。ですから、今もらっている方も、例えば、1年生とか2年生で受けたいよということで、その4名の枠の中で新たに選定を受けていただいて、そこの4名に選ばれるに足りる方であれば、その方がそこに入ってくるということになります。

○伊藤教育長

梶原委員。

○梶原委員

昨年度まで選考委員をしていたんですけれども、「程度」と書いてあるじゃないですか。そういうことがあったときに一人とか増やせるような体制で今までやっています。こういうことがあって、新入学のお金のかかる方の枠が一人減るからどうしますかということを選考委員のほうで話すので、多分そういうことがあると枠をその分は増やします。「程度」なので一人増やしましょうということになるかと思います。両方差がつけられないというときは、それは子どもたちに支障がないよう委員で話すこと

になっているので、大丈夫かと思います。

○伊藤教育長

橋元教育政策課長。

○橋元教育政策課長

新しく制度を設計するとき、選んでいる方を再度対象にするかどうかという議論させていただいたんですが、最終的な結論としては、奨学資金の対象の方について、今もらっているというだけで機会を奪うことはできないだろうと考えて、新しい制度の中で面接をしていただき、再選考をして、合格か不合格かを見極めさせていただきたいと考えております。

梶原委員がおっしゃったように、現行の委員会で、例えば、補欠を何人採るかであったり、個々の部分をどうするかを決めさせていただくことになるんですけど、すみません、先ほど確約ということで申し上げましたが、規則の中にも載っているとおり、運営に関する内容は委員会の中で協議をして決めると書かせていただいているので、事務局のほうで「分かりました、確約いたします」とは申し上げにくいところがあります。説明は以上です。

○伊藤教育長

高木委員、よろしいですか。

○高木委員

極論を言ったら、今、奨学資金をもらっている方が、例えば4名いらっしゃると。もう一度、諸事情で2万2,000円が5万円ならこちらに再度応募しようと。そこでまた選考委員会があると思うんですけども、予算は先ほど危惧された新規に申し込まれる方がどうなるかと思うんです。同じ土俵になるんですか、選考のときに。

○橋元教育政策課長

はい、平等にということになっておりますので。

○高木委員

ですよね。逆に言うと、変えなければそのままずっともらえるわけですから、あくまでも新たにとなると1枠増やしたい。

○伊藤教育長

橋元教育政策課長。

○橋元教育政策課長

今いただいた御意見を当然考慮しながら、面接の基準などその中でしっかり選考をさせていただいて、また相談させていただければと思っております。以上です。

○伊藤教育長

よろしいですか。梶原委員。

○梶原委員

見直し後の金額を自動的に選ぶことはできないんですかね。今までの選考で選ばれた子たちじゃないですか。市の金額が変わったということなので、自動的に来年度からはこの金額になりますということは話し合いのときに出なかったんですか。

○伊藤教育長

それは先ほど言ったことなどが関連してくる可能性があるということになります。

○梶原委員

本人がそれは困るからこのままでと、いや必要だからこっちにしてくださいというように選べませんか。通常は自動的に上がって、困る人は前のままを選べたら、不公平はあまりないような気がするんですけども。

○橋元教育政策課長

制度設計を行ったときに、様々な議論をさせていただいたのですが、梶原委員の御提案の内容についても検討いたしました。今のまま自動的にエスカレーターで新しい制度にませ換えるのはどうかということを考えてのですが、今回、奨学資金の選考の方法が大きく変わって、金額も大分違いますので、新しい制度でしっかり見極めて面

接をさせていただいて、その方が新しい奨学資金に該当されるかどうか、ほかの皆様と一緒に見せていただいで決めるのがいいだろうと執行部は考えましたので、そちらで整理をさせていただいているところです。

○梶原委員

分かりました。

○伊藤教育長

様々な御意見がありましたが、公平公正でなければならないと思いますので、その中で行っていただいた上で、多くの方が奨学資金制度を受けられるように、また選考委員会の中で議論をしていただいで、できるだけ多くの方が受けれるように進めていただきたいと思います。また、それを踏まえた上で何か改善の余地がありましたら、来年度以降見直しを進めていく形になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入りたいと思ひます。

第23号議案及び第24号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第23号議案及び第24号議案について承認すべきものと決めます。

〔第25号議案 大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について〕

○伊藤教育長

続けて、第25号議案、大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について、清尾教育支援課主幹指導主事、説明をお願ひいたします。

○清尾教育支援課主幹指導主事

それでは、第25号議案、大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について説明いたします。

13ページを御覧ください。

大野城市教育支援委員会委員につきましては、大野城市教育支援委員会規則第3条において、教育委員会が委嘱し、または任命することとされておりますので、今回、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○伊藤教育長

ただいまの説明について御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○伊藤教育長

これより採決に入ります。

第25号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第25号議案について承認することと決めます。

[第26号議案 臨時に代理した事件の承認について（大野小学校・大野南小学校・下大利小学校・平野中学校・御陵中学校 学校運営協議会委員の任命）]

[第27号議案 臨時に代理した事件の承認について（大利中学校・大利小学校 学校運営協議会委員の任命）]

[第28号議案 臨時に代理した事件の承認について（大野東小学校 学校運営協議会委員の任命）]

○伊藤教育長

続いて、第26号議案から第28号議案は学校運営協議会委員の任命に関するもので関

連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、第26号議案、第27号議案、第28号議案、臨時に代理した事件の承認について、清尾教育支援課主幹指導主事、説明をお願いいたします。

○清尾教育支援課主幹指導主事

第26、27、28号議案、臨時に代理した事件の承認につきまして説明いたします。

15ページを御覧ください。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において教育委員会が任命することとされておりますが、今回、第26号議案、1大野小学校、2大野南小学校、3下大利小学校、4平野中学校、5御陵中学校におきまして、本日より前に協議会を開催することから委員を任命する必要性が生じ、大野城市教育委員会事務委任規則第5条の規定により教育長が臨時に代理したため、これを報告し承認を求めるものでございます。

同様に、21ページを御覧ください。

第27号議案では、1大利中学校、2大利小学校、さらに、24ページの第28号議案では、大野東小学校の学校運営協議会委員の任命を教育長が代理したため、これを報告し承認を求めるものでございます。以上でございます。

○伊藤教育長

ただいまの説明について何か質問はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、採決に入ります。

第26号議案、第27号議案及び第28号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第26号議案から第28号議案について承認すべきものと決めます。

[第29号議案 臨時に代理した事件の承認について（スポーツ推進審議会委員の委嘱）]

○伊藤教育長

続きまして、第29号議案、臨時に代理した事件の承認について、中川スポーツ課長、説明をお願いいたします。

○中川スポーツ課長

26ページを御覧ください。第29号議案、臨時に代理した事件の承認についてでございます。

本件は、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、教育委員会が委嘱することとなっております。ただし、こちらの任期につきまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったということで、今回、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により、臨時に代理をいたしましたので、本会で承認を求めるものでございます。

27ページを御覧ください。

中ほどに書いておりますが、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、こちらの委員の委嘱の方法は、各関係団体、例えば、スポーツ推進委員またスポーツ協会、コミュニティ運営協議会、など色々な代表者の方から選出することになっており、現在9名の委員に令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間の任期で委員をお願いしております。

今回新年度になり、各関係団体の代表について、そちらに書いていますように、中央地区コミュニティ運営協議会の代表者、それから市中学校校長の代表者が代わりましたので、この2名につきまして、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間の任期を委嘱するものでございます。説明は以上になります。

○伊藤教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○伊藤教育長

それでは、これより採決に入ります。

第29号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第29号議案については承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

続いて次第の4、教育長報告になりますが、本日は教育長報告の内容等はございません。次回、また報告等ありましたらさせていただきます。

〔報 告〕

○伊藤教育長

それでは次に次第の5、報告事項に移ります。

小学校運動会及び中学校体育祭の実施状況について、清尾教育支援課主幹指導主事、お願いいたします。

○清尾教育支援課主幹指導主事

それでは、本日配付いたしました大野城市立小中学校の学校行事の予定につきまして御報告いたします。

小学校運動会及び中学校体育祭につきましては、5月15日日曜日に中学校の体育祭、5月21日土曜日に10校中9校の小学校で運動会が行われました。両日ともに天候に恵まれ、児童・生徒が日頃の練習の成果を十分に発揮し、生き生きとした表情で、競技、

演技を行っておりました。

教育支援課としましては、教育長と二手に分かれて、中学校は全員で5校回り、小学校は5校、4校と二手に分かれて視察をさせていただきました。

中学校につきましては、学校規模により参観者を3年生の保護者に限定するなどの措置をとらざるを得ませんでした。昨年度は無観客で行っておりますので、保護者参加、そして全学年そろってのブロック競技等を行った体育祭は3年ぶりとなっております。

小学校につきましても、学校規模によって1学年のみの入替え制であったり、2学年、3学年ずつ等の感染対策を十分に工夫しながら行っておりました。

以上でございます。

○伊藤教育長

晴天に恵まれて実施ができました。少人数での参観という形にさせていただきましたので、教育委員の皆様方には見ていただけなかった部分があるかと思いますが、十分活気のある運動会、体育祭ができたように感じております。

何か今の点につきまして、御質問ございますでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員

私は大野中学校に子どもがいるので保護者として参観させていただきました。5月15日だったので、まだ報道関係でマスクを外していいということにはなっていなかったのですが、学校としては走る時などは外してもいいという指導をしていますけれども、子どもたちがマスクをしたまま走っている姿を見て、今後、そこは個人の判断になるかもしれませんが、熱中症対策を考えていけないと感じました。

学校で本当に工夫されていて、ありがたく参加させていただきました。

以上です。

○伊藤教育長

ありがとうございます。熱中症対策については、国のほうからも様々な通知が出ていますが、今までやっていたことと基本的には変わらない内容でした。

状況に応じて判断しないといけないだろうと思いますが、強制的に全員外せとか、全員つけなさいという形にはなかなかできない部分があるかと思っておりますので、

教育活動の質に応じて柔軟に対応していきたいと思います。また、子どもの判断力という点でも進めていかなければならないと思っているところです。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〔その他〕

○伊藤教育長

それでは次第の6、その他に移ります。

- (1) 教育長の業務報告（4月～5月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（6月分）

それではこれで、5月の定例教育委員会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会